

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月22日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第12号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1号を加える。

- (4) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。